

ジクロシメットの食品健康影響評価に関する審議結果

についての御意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成20年10月16日～平成20年11月14日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通（1通に複数意見の記載の場合あり）
4. コメントの概要及びそれに対する農薬専門調査会の回答

御意見・情報の概要	専門調査会の回答
<p>【意見1】</p> <p>評価書案では、毒性試験の結果、『マウスを用いた発がん性試験において、50 ppm 以上投与群の雄で肝細胞腺腫の発生頻度が増加した。しかし、遺伝毒性試験がすべて陰性であったこと及び肝における腫瘍の発生機序に関する試験を実施した結果から、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、本剤の評価にあたり、閾値を設定することは可能であると考えられた。』とされている。</p> <p>ジクロシメットは非遺伝毒性メカニズムで、発ガン性を有する、いわゆる発ガンプロモーターと考えられる。</p> <p>この場合、ADI 0.005 mg/kg 体重/日のレベルで摂取すると、健康な人が発ガンするリスクは、何万人にひとりとなると推算されるか。</p> <p>また、肝疾患のある人に対する発ガン性リスクと、健康な人に対するリスクの違いはどうか。</p>	<p>【回答1】</p> <p>ジクロシメットの発がん性については、非遺伝毒性メカニズムにより発生するため、閾値を設定することが可能であることから、閾値を下まわる ADI のレベルで摂取した場合には、発がんリスクはないと考えています。</p> <p>このため、何万人に1人というような発がんリスクについては、計算しておりません。</p> <p>また、肝疾患のある人についても、安全係数は疾患をもつ人、健康な人を問わず、あらゆる人の個人差を考慮したものであるため、ADI のレベルで摂取した場合には、発がんリスクはないと考えられます。</p>
<p>【意見2】</p> <p>ジクロシメットの土壌残留性は現行登録保留基準を満たしていないと考えるが、貴委員会の見解を示されたい。</p> <p>【理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農薬評価書案の p 20 に、ジクロシメットの土壌残留試験成績が示されており、 <ul style="list-style-type: none"> 容器内試験の半減期 <ul style="list-style-type: none"> 沖積・埴壤土 >1年 火山灰・埴壤土 >1年 圃場試験の半減期 <ul style="list-style-type: none"> 沖積・埴壤土 4日 火山灰・埴壤土で 25日 となっている。 2. 土壌残留に関する登録保留基準は、現在、半減期 >180 日となっており、この基準に合わない。特に、ハウス栽培では、問題がある。 3. ハウス内で水稻育苗箱に用いたジクロシメットが、圃場土 	<p>【回答2】</p> <p>現行の登録保留基準では、圃場試験で農薬の半減期が 180 日未満であること、かつ、土壌から農薬が移行し後作物が汚染されないこと（食品衛生法第 11 条第 1 項に基づく残留基準値または第 3 項に基づく一律基準を超えないこと）となっています。</p> <p>ジクロシメットについては、圃場試験において半減期 180 日未満であり、後作物残留試験においても基準値未満（< 0.01 mg/kg）であることから、現行の登録保留基準を満たしているとの判断がなされたものと考えられます。</p> <p>いただいた御意見については、リスク管理機関にも情報提供させていただきます。</p>

壤に残留し、後作物である農作物(コマツナ、アスパラ菜、ミニトマト等)に移行し、一律基準を超えて検出された事例が、秋田や新潟、北海道で見られている。

4. 秋田県農林水産技術センターは、平成18年度「実用化できる試験研究成果」

(<http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1218758711219/files/H18jituyouka.pdf>)

の p67 にある「水稻の育苗期防除剤使用ハウスでの後作野菜栽培における注意点」をみると、ジクロシメットデラウス顆粒水和剤を育苗期にかん注後、ハウレンソウを作付けした試験では、耕起実施後、箱設置場所下で栽培された場合、痕跡のジクロシメットの残留が認められた。そのため、『育苗期かん注後に葉菜類を作付するときは、水稻の育苗箱下にシートを敷くか、プール育苗を行う。』としている。